

特集 民事司法改革

第1 総論

司法制度改革（2001〔平成13〕年6月意見書発表）は多くの成果を生み出したが、民事司法の分野では積み残しというべき課題が山積している。

そもそも司法制度改革は、「法の精神、法の支配がこの国の血肉と化し、『この国のかたち』となるために、一体何をなさなければならないのか」「日本国憲法によって立つ個人の尊重（憲法第13条）と国民主権（同前文、第1条）が真の意味において実現するために何が必要とされているのか」を根本的な課題として設定し、「国民の期待に応える司法制度」とするとのテーマのなかで、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとするとし、そのために、国民の司法へのアクセスを拡充するとともに、より公正で、適正かつ迅速な審理を行い、実効的な事件の解決を可能とする制度を構築するとした。そして、民事司法の分野では、国民が利用者として容易に司法にアクセスすること、多様なニーズに応じた適正・迅速かつ実効的な救済が得られるようにするための制度の改革がうたわれた。

これを受けて、過去、計画審理の推進、証拠収集手続きの拡充、専門委員制度の導入、労働審判、民事執行制度改革、民事法律扶助の拡充などが提案され、実現されてきた。

しかし一方、民事司法の利用者は、現在、民事司法の利用しやすさや満足度をその2割強程度しか評価していない。また、弁護士人口が増加したにもかかわらず、国際比較では民事訴訟件数は極端に少ない。のみならず、地裁第一審の事件数は、過払いを除き横ばいか、やや減少している。リーガルコストも諸外国に比べ極端に少ない。技術革新や国際化の問題にも対処しきれていないように見える。これらは民事司法をめぐる危機的な状況を表しているように思われる。

これらの現状が生じている理由としては、司法制度改革意見書発表当時の目指された方向性の中に含まれていつつも実現ができなかった、当時は問題意識がなかったものが顕在化した、その後問題が生じたものに適切な対処ができていないというようなものが考えられるが、いずれにせよ、刑事司法に比べた民事司法の改革の本当の意味での実現はこれからであることが明白となりつつある。

以上の問題意識のなかで、民事司法改革の運動は日弁連や各单位会においてスタートした。また、政府におかれた民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議でも活発な議論がなされている（その詳細は、第5部第1のとおりである。）。法友会としても、2019（令和元）年7月「利用しやすく期待に応える民事司法を実現するための改革に取り組んでいくことの宣言」を総会において決議したところである。

今後とも、弁護士・弁護士会も責任をもってこの運動に取り組み、市民及び国に対して民事司法改革を訴えかけていく必要があるだろう。

さて、具体的に、民事司法制度における制度的な不具合として緊急に取り組まなければならないものとしては、訴訟制度の外に存在するものとして、司法アクセスの問題がある。5つのバリア（①距離〔司法過疎地問題〕、②費用〔民事法律扶助〕、③情報〔法情報提供〕、④心理的なバリア〔司法に対する近寄り難さ〕、⑤個別的）が指摘されてきた（山本和彦「総合法律支援の現状と課題—民事司法の観点から」総合法律支援論叢1号〔2012年、法テラス〕1頁以下）。このうち、それぞれ、今もって改革が求められており、総合法律支援制度の改革が必要である。②については、司法ファイナンスの問題として、提訴費用の低・定額化の問題、権利保護保険の拡充の問題、民事法律扶助制度の拡充の問題が考えられるが、これらを利用者全体で統一的に考える必要があるだろう。

訴訟手続内の問題としては、情報・証拠収集手段の拡充、争点整理手続きの改革及び執行制度の改革が必要である。これらの前提として、裁判所の物的・人的基盤の整備が重要なことは論をまたない。

さらに、現在の裁判制度では、新しい課題である裁判やADRのIT技術の利用による充実化にも、また、国際化にも対応しきれていない。これらの点の改革も喫緊の課題である。

また、利用しやすい、実効性ある救済という意味からは、損害賠償制度の改革も重要課題である。訴訟の利用が、そのコストに見合うものでなければ、普通の利用者が利用することを避けるのはむしろ当然といわざるをえない。その意味で、知財分野の制度改革はすすみつつあるとはいえ、その先行きを占う重要な制度改革であろう。

かつて「法の実現における私人の役割」（東京大学出版会、1987〔昭和62〕年）において、田中英夫教授、竹内昭夫教授は次のように述べた。「私人が法を武器として自らの権利を守り不正と戦うことを期待するならば、何よりも、法は、その使いやすさ、実効性、経済性の諸点で、私人が実践的に使ってみたいと思うだけの魅力を備えていなければならない。」「・・・我が国では、今日でも、法を動かすのは治者としての行政庁であるという感覚が強く、それを反映して、私人による法の積極的な運用を促進するための制度的工夫は極めて乏しい。」「政治においても法においても、民主主義は国民の積極的な参加なしにはありえない。」「法における民主主義」の理想を実現するために「法のなかに私人の法運用への積極的参加を促す仕組みを組み込んでゆくことが必要である。」と（同書はしがき）。

我々は、司法制度改革の精神を引き継ぎ、法における民主主義の実現という理想を踏まえつつ、民事司法改革をよりすすめることが重要である。